

特集

二〇一九年

安倍政治の終焉を！

◆特集にあたって

例年、年頭にその年の憲法の命運を思う。日本国憲法の安泰を確信できる年は稀でしかなく、多くは憲法の消長を憂慮せざるをえない。明文改憲についても、解釈「壊憲」についても、である。とりわけ、安倍政権成立以来の近年は、明文改憲の外堀が埋められていく感が強く、その憂いが深い。

さて、二〇一九年は「安倍九条改憲」のせめぎ合いの中で、新年を迎えた。とうてい、憲法の安泰を確信できる事態ではないが、本誌は「安倍政治の終焉」を視野に、改憲策動に終止符を打つ展望を語る特集とした。

本年は、この安倍改憲策動阻止の成否に決着がつけられる年となる。明文改憲を許さず、これを阻止し得ることとなれば、憲法を国民のものとして定着させることになろう。いま、国民運動の進展次第で、その成算は十分にある。

広渡清吾氏の巻頭言「安倍政治に未来は創れない―憲法と市民の力で安倍政治に終止符を」は、その展望を具体的に語っている。明治維新



以来の一五〇年間で「大日本主義」と「小国主義」との対抗の歴史であったとの視点から、「小国主義の柱」として九条を位置づけ、安倍政権の九条改憲は戦後日本社会を岐路に立たせているとの認識を示している。

しかしながら、この岐路は危機であるとともにチャンスでもある。今年七月の参院選が分岐点。市民と立憲野党の共闘が、新たな政治参加を呼び起こし安倍政治を代える力をもたらすことになる、という。

また、二〇一九年は、明文改憲だけでなく、多様な憲法の理念が現実政治の中に課題として浮かびあがってくるとしてもある。天皇の生前退位に伴う代替わり問題が国民主権や主権者意識に関わるものであり、政教分離原則も問われる。「3・1事件」「5・4運動」の一〇〇周年でもあって、日本国憲法の背景にある歴史認識がクローズアップされる年ともなる。韓国との緊張関係の中で、「従軍慰安婦」や徴用工問題が、大きな問題となりつつある。憲法理念との関連で、歴史修正主義と対峙しなければならぬ。さらに、一〇月には、消費増税をめぐる財政

や福祉、経済政策が大きな問題となる。問題山積であるが、そのすべてが安倍政権との厳しい対決を要する課題となっている。

いま、最大の具体的政治課題は沖縄をめぐって生じており、大浦湾の美ら海を埋め立てる安倍政権の辺野古新基地建設の強行が、全体の状況を象徴する事態となっている。本号では、沖縄の現場から、「沖縄から安倍政治を総括する」と題する小林武氏の論稿をお送りする。

また、安倍九条改憲へのアンチテーゼとして、麻生多聞氏の「九条に適合的な非武装による安全保障方法論——「市民防衛」について」を掲載した。「市民防衛」とは、軍隊ではなく一般市民を防衛の主体とし、非暴力手段により市民生活を防衛するという安全保障方法論の新たな提案である。

【なお、小林・麻生両氏の論稿は、「憲法ネット103 発足1周年記念シンポ〈安倍政治を問う〉9条・教育・沖縄」の発言に加筆していただいたものです。】

以上の、明文改憲、解釈「壊憲」のすべての課題が、安倍政権の姿勢と結びついており、安倍政権との対峙が必要であるところ、安倍政権の最大の弱点は、「ウソとごまかしの」体質にある。

森友学園、加計学園問題を機に噴出した安倍政権の文書管理のお粗末、そしてこれを糊塗しようとする隠蔽、改竄、虚偽説明の数々。これを糾弾する「ウソとごまかしの安倍政権に終止符を！」のアピールと賛同署名の運動を、法律家6団体が事務局として支えた。

その運動が主催した昨年十二月三日の講演会・



「ウソとごまかしの『安倍政治』総検証！」の四人の講演に加筆していただいたものが左記の各稿である。いずれも、分かり易い講演内容として評判のよかつたもの。年頭号への掲載にふさわしいものとしてお届けする。

小森陽一氏 「安倍政治」と「ポスト真実」

上西充子氏 「働き方改革」一括法のごまかし

右崎正博氏 「公文書管理」の原則はどこにあるのか

古賀茂明氏 「日米FTP」の捏造から見えるもの

保守の側が日本国憲法の「改正」を唱え、革新・リベラルの側が「改憲阻止」をスローガンとして抵抗する図式は基本的には変わらない。しかし、保守政権が大国主義や復古主義、あるいは新自由主義の立場から改憲を試み、国民がこれをはね除けて憲法を守り抜くたびに、国民は憲法をあらためて獲得し、憲法は国民の血肉となっていく。

なお、二〇一九年は亥年、一二年に一度統一地方選と参院選の両選挙が重なる年。前回の亥年二〇〇七年には、七月二九日に参院選の投票票が行われ、自民党が歴史修正主義的な惨敗を喫した。その後の迷走の末、安倍晋三第一次政権は、九月一二日に内閣総辞職して倒れた。というよりは、醜態を晒して政権を投げ出した。今年も、憲法にとって良い年であらんことを。

〔法と民主主義〕編集委員会・

澤藤統一郎 弁護士